区別	重要無線通信の種類	線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	る交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～五　略］					
六　削除					
七　放送業務用	［略］	［略］	［略］	［略］	
［八～一二　略］					

区別	重要無線通信の種類	線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	る交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～五　同上］					
六　放送業務用	㈠　熊本県熊本市世安町七（五六）	○	五〇		熊本県　熊本市　世安町、本山町、二本木一丁目、春日一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、春日町
	㈡　熊本県飽託郡河内町大字岳字金峰山国有林入九林班い小班（六八二・六）	二・一			
七　同右	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［八～一二　同上］					

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　平成元年郵政省告示第六百七十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
［一　略］		［一　同上］	
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域		二　［同上］	
	当該伝搬障害防止区域の範囲		当該伝搬障害防止区域の範囲
	電波伝搬路の地上投影面の中心線		電波伝搬路の地上投影面の中心線